

平成27年度 税制改正情報

1. 個人所得課税

■ 所得税

金融・証券税制の見直し

(内容)

ジュニアNISAが創設されました。高齢者に偏在する膨大な金融資産を若年層に移転し成長資金へと動かす契機とすると同時に、若年層に投資のすそ野を拡大することを目的としたものです。

0歳～19歳が対象で年間投資上限額は80万円です。

※平成28年以後に開設された未成年者口座に4月以降受入の上場株式等が対象となります。

現行のNISAの非課税とされる取得対価の額が年間100万円から120万円に引き上げられます。

※平成28年分以後の非課税管理勘定に適用されます。

国外居住親族に係る扶養控除等の書類の添付が義務化されます

(内容)

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税義務者は、確定申告書等に次の書類の添付が義務付けられます。

① 納税者の親族であることを確認できる書類

② 納税者が親族の生活費等に充てるための支払いを行ったことを確認できる書類

※平成28年1月1日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに平成28年分以後の所得税に適用されます。

住宅ローン控除の延長と拡充

(内容)

住宅ローン減税が平成31年6月30日まで1年6ヶ月延長されます。(引き上げ後の消費税率8%及び10%が適用される方は控除限度額が拡充されています。)

2. 資産課税

■ 贈与税

教育資金の一括贈与の特例の見直し

(内容)

① 教育資金の用途の範囲に通学定期券代、留学渡航費等が加わります。

② 金融機関への領収書の提出について、領収書等に記載された金額が1万円以下で、かつその年中の合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書に代えて支払明細等を記載した書類を提出することができます。

※平成28年1月1日以後に提出する書類について適用。

住宅取得等資金贈与の特例の見直し

(内容)

直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、住宅用家屋の取得等の対価に含まれる消費税等の税率が10%である場合は、非課税額を増税後一年間の取得分は2,500万円とする等の拡充措置を講じた上、適用期限が平成31年6月30日まで延長されます。

結婚・子育て資金の一括贈与の特例の創設

(内容)

個人(20歳以上50歳未満の者)の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、金融機関等に信託等をした場合には、受贈者1人につき1,000万円(結婚に際して支出する費用については300万円が限度)までの金額に相当する部分については非課税とされます。

※平成27年4月1日から平成31年3月31日の間に抛出されるものに限りです。

■相続税・贈与税

事業承継税制の見直し

(内容)

非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度について見直しが行われました。

- ① 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者が後継者への特例受贈非上場株式等を贈与した場合においてその後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る納税猶予税額を免除されます。
 - ② 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者が後継者へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、その後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは、その適用を受ける特例受贈非上場株式等に係る納税猶予税額を免除されます。
 - ③ 法改正を前提に認定承継会社等に係る認定事務が都道府県に委譲されます。
- ※平成 27 年 1 月 1 日以後に相続若しくは贈与により取得する非上場株式等に係る相続税又は贈与税について適用されます。

3. 法人課税

■法人税

法人実効税率の引き下げ

(内容)

法人税の税率が 23.9%(現行 25.5%)に引き下げられます。

※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に適用されます。

中小法人の軽減税率の特例(800 万円以下の部分の税率 19%→15%)の適用期限は、2 年間延長されます。

所得拡大促進税制の見直し

(内容)

中小企業等の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する適用年度について雇用者給与等支給増加割合を 3%以上(現行 5%以上)とされます。

4. 消費課税

■消費税及び地方消費税

消費税引き上げ時期の変更

(内容)

消費税の 10%引き上げの施行日が、平成 29 年 4 月 1 日(従来平成 27 年 10 月 1 日)とされました。

国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

(内容)

国内外の事業者間で競争条件を揃える観点から、国外事業者が国境を越えて行う電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引に消費税を課することになりました。

※平成 27 年 10 月 1 日以後の取引について適用されます。

国外事業者の課税方式については、事業者向け取引についてはリバースチャージ方式を消費者向け取引については国外事業者が申告納税を行う方式とされます。

5. その他

マイナンバー関連

(内容)

確定申告書等に住民票の写しを添付することとされている居住用の財産の譲渡等の特例や、申告書に住民票の写し等を添付することとされている贈与税及び相続税の特例の適用を受ける際、番号利用法の規定により氏名及び住所等を確認することができる場合は、住民票の写しの添付を要しないこととされました。

生命保険契約に係る調書の見直し

(内容)

保険会社等は、生命保険契約について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額を記載した調書を税務署長に提出しなければならないこととされました。